

# 二宮町町民参加活動推進条例

## 及び逐条解説

二 宮 町

(前文)

二宮町は、湘南の海に面した温暖な気候と、吾妻山に象徴される里山や農地など豊かなみどりに恵まれ、静かで穏やかな住宅地として発展してきました。

今、少子化や高齢化が進み、地震災害の発生も心配されるなか、町民だれもが安全に、安心して日々を送ることができる、そのようなまちが求められています。そのためには、町民一人ひとりが、自分でできることは自分でやるという自立心を基礎に、援助を必要とする人々に対しては、気持ちよく手を差し伸べられるような真のコミュニティが必要です。

これからのまちづくりは、町民、ボランティアグループやNPO、事業者及び町が、互いに力を寄せ合い、協働して進めていかなければなりません。まさに町民一人ひとりが主役の協働のまちづくりの時代です。

町民参加と町民活動の推進にあたっては、互いに情報を共有化し、町民参加の機会の平等性や公平性にも配慮することが重要です。

今後の人々の生活のあり方やまちづくりを考えれば、さらに多くの町民がボランティア活動に参加し、一層活発に展開されることが期待されます。

町民一人ひとりはもちろん、町民同士の交流を深めるなかで、まちへの愛着が深まり、いつまでも住み続けたいと思えるような協働のまちづくりを目指し、ここにその第一歩となる条例を制定します。

## 【趣 旨】

多くの町民に、「町民参加活動推進条例」を理解していただくため、条例制定の背景、必要性、目的等について理解していただくために前文を設けました。

また、町民に親しみやすさを感じていただくために、本町では、はじめて「です・ます調」の平易な表現を用いました。

## 【解 説】

二宮町の大きな特徴は、湘南の海に面した温暖な気候と市街化区域と市街化調整区域割合 50 : 50 という里山や農地などの緑に恵まれ、静かで穏やかな住宅地として発展してきました。

今日、二宮町だけでなく全国的に見られる社会的課題としては、少子化や高齢化の進展、そして地震災害の発生が心配され、町民の生活が脅かされようとしています。そのようななかで、二宮町では、町民誰もが安心して日々を送ることができるまちが求められており、それには、町民一人ひとりが、自分でできることは自分でやるという自立心を基礎にして、援助を必要とする人に対しては、気持ちよく手を差し伸べることができるような真のコミュニティが必要です。

これからのまちづくりは、町民、ボランティアグループやNPO、事業者及び町がおのこの立場で、一方的に要求したり、他人任せで実現できるものではなく、互いに力を寄せ合い尊重しあい、協働して進めていかななくてはなりません。まさに、町民一人ひとりが主役の協働のまちづくりの時代の出発点にあたります。

二宮町では、少しずつ町民参加と町民活動の推進が動き始め、その推進を図っていくわけですが、それには、町民、ボランティアグループやNPO、事業者及び町が相互にそれぞれの存在意義を理解し、対等の立場に立って、知恵と力を寄せ合い、互いに情報を共有化し、町民参加の機会の平等性や公平性にも配慮することが重要と考えます。

今は歩み始めたばかりのボランティア活動も、さらにその活動の輪が広がり、なお一層活発に活動が展開されることへの期待と、町民同士が交流を深めるなかで、まちへの愛着を深め、このまちにいつまでも住み続けたいと思えるような協働のまちづくりを目指し、その第一歩となる二宮町町民参加活動推進条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、町民参加と町民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、町民による自発的、自立的な活動を推進するとともに、まちづくりへの町民の積極的な参加によって、町民一人ひとりが主役の協働のまちづくりを目指します。

#### 【趣 旨】

本条は、町民による自発的、自立的な活動を推進するとともに、まちづくりへの積極的な町民参加により、町民一人ひとりが主役の協働のまちづくりを目指すという本条例の制定目的を明らかにしたもので、条例解釈の指針となるものです。

#### 【解 説】

##### ①町民参加

「町民参加」とは、町的意思形成の段階から町民の意思が反映されることを意味しますが、単に参加だけでなく参画も含むものとします。

##### ②協働

「協働」とは、町民と町民活動団体、事業者、町が互いを尊重する気持ちを持って、それぞれの持ち味を発揮し、足りない点を補い合い、対等の立場で一つの目標に向かって力を合わせることです。その自主的な行動のもと、お互い良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵と責任でまちづくりに取り組むことをいいます。

##### ③まちづくり

「まちづくり」とは、土地利用、住環境の整備、開発、まちなみ景観の保全などの都市計画的要素に加え、防災防犯活動の展開やごみ出しルール設定などの日常生活に密着した要素も含まれます。

##### ④協働のまちづくり

「協働のまちづくり」とは、町民、町民活動団体、事業者と町の四者が協働によって、まちづくりを行うことです。

なお、「協働のまちづくり」は、にのみや総合長期プランにおいて、10年かけて作り上げていくものとして位置づけており、今回の条例制定の議論では、そのスタートとしての位置づけが適当であるとしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 町民 次に掲げる者をいいます。

- ア 町内に住所を有する者
- イ 町内に事業所を有する法人及びその他の団体
- ウ 町内に勤務する者
- エ 町内に在学する者
- オ 町内で活動する者

(2) 町民活動 町民相互が連携し、社会の様々な課題に対して自発的、自立的に行う営利を目的としない公益性のある活動をいいます。ただし、次に掲げる活動は除くものとします。

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 町民活動団体 町民活動を行うことを主たる目的とする団体をいいます。

(4) 事業者 営利を主たる目的として事業を行う個人又は法人をいいます。

(5) 町 町長その他の町の執行機関をいいます。

**【趣 旨】**

本条は、条例で使用する基本的な用語について、解釈のなかで誤解を招かないよう、それぞれの意味の明確化を図るために定義します。

**【解 説】**

①町民

「町民」とは、一般的に地方自治法第10条に定める住民で、自然人と法人を指し、法人には、町の重要な構成員である営利法人やNPO（特定非営利活動法人）、町で働く人も学ぶ人も全て含みます。

②町民活動

「町民活動」とは、町民相互が連携し自発的、自立的に行う営利を目的とし

ない公益性のある活動をいい、個人の趣味的な活動や、構成員相互の利益を目的とした共益的、互助的な活動は含みません。本来、自治会や町内会の活動は、共益的、互助的な活動で、町民活動には馴染まないものです。しかし、町と連携して行政活動を補完、代行、補助する性格の活動、例えば広報広聴活動、自主防災活動、地域防犯活動や青少年の健全育成等の公益的活動も展開しており、このような活動の展開においては、町民活動団体としての性格を有します。

また、宗教活動を主な目的とした活動や政治活動を目的とした活動、特定の候補者等を推薦・支持・反対する活動を除外するのは、町が特定の宗教活動を広める活動や特定の政治主義を広める活動を対象に行うことが妥当でないためです。

ア 宗教活動を行うこと自体は、憲法第 20 条に保障されている通り自由ですが、本条例では、町が財政面を含め支援等行う場合など、本条例の要件を充たせば、町民活動として扱うものとします。

イ 政治活動の自由は、「集会、結社、表現の自由」を保障する憲法第 21 条の通り尊重しなければなりません。しかし、政治活動の自由を尊重する観点から、管理監督について行政介入を極力避けるため、慎重な配慮が必要であり、一般的な町民活動を対象とする本条例を適用するのは、相応しくないという趣旨です。

ウ 特定の候補者等を推薦・支持・反対する活動を除外するのは、選挙の後援会などの活動を本条例で支援の対象とすることは相応しくないという趣旨です。このような選挙運動的な活動については、例え従たる目的であっても支援等行うことはできません。

### ③町民活動団体

町民活動を行うことを主たる目的とする団体をいい、町内の自治組織、ボランティアグループ、各種団体も含むものとします。

### ④事業者

「事業者」とは、営利を主たる目的として事業を行う個人または法人をいいます。公益法人、公共法人、NPO法人、その他の非営利活動法人などは、多かれ少なかれ従たる事業として収益事業を行っておりますが、営利を主目的とする法人ではありませんので、事業者には含まれません。

### ⑤町

「町」は、町長その他の執行機関をいいます。これに対して、二宮町を指す場合は、「まち」とし、使い分けます。なお、その他の執行機関は、「農業委員会」「監査委員会」「選挙管理委員会」「教育委員会」「固定資産評価審査委員会」をいいます。

(基本理念)

第3条 町民、町民活動団体、事業者及び町は、それぞれの責務や役割を理解し、町民活動の持つ特性を生かし、町民参加と町民活動の推進に努めるものとします。

2 町民、町民活動団体、事業者及び町は、町民参加と町民活動を推進するために、情報を共有するとともに、相互に尊重し合い連携するものとします。

3 町民、町民活動団体、事業者及び町は、町民参加と町民活動の推進にあたって、町民一人ひとりの自発性と町民活動団体の自主性及び自立性を尊重します。

**【趣 旨】**

本条は、町民、町民活動団体、事業者及び町が、町民参加と町民活動の推進を図る上での基本理念を定めたものです。

**【解 説】**

①町民参加と町民活動の推進を図る上での役割分担

町民、町民活動団体、事業者と町は、それぞれの責務や役割を理解し、町民活動の持つ創造性や先駆性などの特性を生かして、町民参加と町民活動の推進に努めなければなりません。そのためには（ア）町民、町民活動団体、事業者が行わなければならないこと、（イ）町が行わなければならないこと、などについて役割分担を明確にする必要があります。それぞれの役割は、第4条から第7条に規定されています。

②情報の共有化と相互の連携

町民参加と町民活動の推進するためには、お互いに信頼し合うことが大切です。そこで、町民、町民活動団体、事業者と町は、情報を共有するとともに、お互いに尊重し連携し合うものとします。

③町民活動団体の自主性・自立性の尊重

町民活動は、町民及び事業者の自発的な参加によって行われるものですが、その社会的意義の重要性を強調するあまり、その自由を侵すことがないようにしなければならず、そうでないと活動の存在自体を否定することにもつながるので、その自主性を害するような干渉や自立性が阻害されるような過剰な支援は行いません。

(町民の役割)

第4条 町民は、自分の住むまちに関心を持ち、町民参加と町民活動の推進に理解を深めて行動するとともに、意識を高めるよう努めるものとします。

2 町民は、自分の住むまちのまちづくりは、自分たちが主役であることを認識するよう努めるものとします。

3 町民は、町民参加と町民活動を積極的に行い、その活動の発展と促進に努めるものとします。

## 【趣 旨】

本条は、町民参加と町民活動の推進において、推進主体とされる、町民、町民活動団体、事業者及び町のなかで、町民の役割を規定します。

## 【解 説】

### ①まちづくりへの理解と意識向上

町民参加と町民活動の推進のためには、町民にまちづくりに関心を持ってもらうことが必要です。自分の住むまちに関心を持ち、身の回りのことについて、自分ができることを考え、自らの意見や行動に対しての責任を念頭に置き行動するとともに、まちづくりに進んで参加する意識を持つように努めるものとします。

### ②まちづくりにおける主役としての認識

町民は、自分の住むまちのまちづくりにおいて、自分たちが主役であることを認識するとともに、自らの意見や行動に対しての責任を念頭に置き行動するとともに、参加に努めるものとします。

### ③積極性の尊重

町民は、その活動を強制されるものでなく、個々の積極性に基づいて行われることが前提であり、自らの意見や行動に対しての責任を念頭に置き、その活動の発展と促進に努めるものとします。

(町民活動団体の役割)

第5条 町民活動団体は、町民活動の社会的意義と責任を自覚し、活動するよう努めるものとします。

2 町民活動団体は、その活動を町民に周知し、開かれた運営を行うよう努めるものとします。

## 【趣 旨】

本条は、町民参加と町民活動の推進において、推進主体とされる、町民、町民活動団体、事業者及び町のなかで、町民活動団体の役割を規定します。

## 【解 説】

### ①町民活動の推進

町民活動団体は、町民参加と町民活動の推進における役割として、町民活動の社会的な意義を十分に認識するとともに、自らの責任のもとに活動するよう努めるものとします。

### ②活動内容の町民への周知

町民活動団体は、その活動が公益的な分野に関わる限り、その活動の社会的評価が問われることになる訳です。また、町民活動が社会的な認知を受けるためにも、会員の個人情報保護を遵守しながらも、団体活動の内容について町民

に周知するなど、町民の理解が得られるよう努力し、開かれた運営を行うよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として町民参加と町民活動の推進に関する理解を深め、積極的にその推進に努めるものとします。

2 事業者は、町民活動団体が行う活動の重要性に対する理解を深め、積極的にその支援に努めるものとします。

**【趣 旨】**

本条は、町民参加と町民活動の推進において、推進主体とされる、町民、町民活動団体、事業者及び町のなかで、事業者の役割を規定します。

**【解 説】**

①町民参加と町民活動の推進

事業者は、地域社会の一員として、町民参加と町民活動の推進に理解を深め、積極的にその推進に努めるものとします。

②町民活動団体に対する支援

事業者は、町民活動団体がまちづくりに果たす重要性を理解し、積極的に支援するよう努めるものとします。

事業者は、雇用の創出、製品やサービスの供給などによって、その社会的責務を果たしているが、単に経済活動のみでなく、企業努力の実践のなかで、社会貢献活動にも理解を深め、施設・場所の提供、備品の貸出し、寄附などの面で、積極的に支援に努めるものとします。

(町の役割)

第7条 町は、職員一人ひとりが、町民参加と町民活動の推進に関して理解し行動することができるよう、職員に対する啓発と研修に努めるものとします。

2 町は、町民、町民活動団体及び事業者が町民参加と町民活動を推進するために、必要な施策を立案、実施、評価し、公開するものとします。

3 町は、町民参加と町民活動の推進に関する情報を、町民、町民活動団体及び事業者提供するよう努めるものとします。

4 町は、町民参加と町民活動の推進のために、公共施設等の場所を出来る限り利用できるよう環境整備に努めるものとします。

**【趣 旨】**

本条は、町民参加と町民活動の推進において、推進主体とされる、町民、町民活動団体、事業者及び町のなかで、町の役割を規定します。

## 【解 説】

### ①町職員に対する啓発と研修の実施

今までのまちづくりは町が中心となって行ってきましたが、これからのまちづくりは町民や町民活動団体、事業者と一緒にやっていかなくてはなりません。

そこで、町は職員に対し町民参加と町民活動の推進について、啓発や研修などを行い、行動できるように職員の意識改革を行わなければなりません。

### ②町民参加と町民活動の推進に関する情報公開

町は、町民参加と町民活動の推進するために、必要となる施策の立案、実施、評価の各段階において、情報の公開をするものとします。これによって、町政の透明化を図り、町民、町民活動団体、事業者への説明責任を果たすとともに、信頼関係が醸成されることを期待するものです。

### ③町民参加と町民活動の推進に関する情報提供

町は、町民、町民活動団体、事業者に対して、町民参加と町民活動の推進に関する必要な情報の提供に努めるものとします。提供する具体的な場所については、これまでの公共施設に加え、新たに設置した町民活動サポートセンターを充実していきます。

### ④町民活動の環境整備

町民活動団体に対しては、公共サービスの提供者としての役割が期待されており、その自立化を支援することが公益の向上に資することになることから、その活動が活発に行われるよう、公共施設等の利用など環境整備に努めるものとします。具体的な環境整備については、様々な機能を保有する町民活動団体の活動拠点を整備します。

#### (町民参加)

第8条 町は、町民参加と町民活動を推進するために、町民参加の機会を提供するとともに、町民の意向を的確に把握し、施策へ反映するよう努めるものとします。

2 町は、地域との対話を重視し、町民活動団体からの意見や提案を取り入れるよう努めるものとします。

## 【趣 旨】

町民参加と町民活動の推進にあたっては、行政運営の具体的な施策を明確にする必要があります。本条では、今日まで行われてきた町民参加ですが、今後更に発展させることを期して位置づけを明確化します。

## 【解 説】

### ①参加機会の提供と町民の意向反映

町は、町民参加と町民活動を推進するために、町民に対して参加の機会を設け、町民の意向を把握した上で施策等に反映することにより、町政への町民の

信頼を確保するよう努めることが必要です。特に、「町民参加」は町民の当然の権利であり、町が付与するものではありません。

## ②対話行政の推進

町は、町民参加と町民活動を推進するために、地域との対話に重点を置き、町民活動団体から町政に対する意見や提案を広く取り入れるよう努めるものとします。なお、「地域」の捉え方については、二宮町自体を指す場合、二宮町のなかの一部の自治組織を指す場合、また二宮町の境界を越える場合など、広義でも狭義でも捉えることができ、必ずしも一定ではありません。

例えば、地域防災を考えても、二宮町のなかの一部の自治組織のなかで考える場合、二宮町全体で考える場合、そして二宮町を越えた近隣市町を含めて考える場合など、与えられたテーマから発生してくる課題によって考え方が違ってきます。

### (情報の共有化と意見の反映)

第9条 町は、町民との情報の共有化をさらに促進するとともに、意見聴取の機会を設けるなど、より多くの町民の意見が反映されるための措置を講ずるよう努めるものとします。

2 町は、積極的な情報公開を行うとともに、各種審議会での委員の公募枠の確保を図ることなどによって、町政への幅広い町民参加と町民活動の推進に努めるものとします。

## 【趣 旨】

町民参加と町民活動の推進にあたっては、行政運営の具体的な施策を明確にする必要があります。本条では、情報の共有化と意見の反映についてですが、今後更に発展させることを期して位置づけを明確化します。

## 【解 説】

### ①情報の共有化と意見反映の機会の推進

町は、町民参加と町民活動を推進する上で、必要な情報を、効果的な方法で選択し、町が保有する情報を町民へ分りやすく知らせることが求められます。なお、具体的な情報提供方法としては、町広報紙、町ホームページ、印刷物などを考えています。

また、町は行政施策の策定を行うなどの場合には、限られた町民の意見だけでなく、多くの町民の意見が反映されるような措置を講ずるよう努めるものとします。

### ②情報公開と幅広い町民参加の推進

町は、町民参加と町民活動を推進する上で、町政に関する意思決定を明らかにすることにより、町の仕事の内容が理解されるよう努めるものとします。また、各審議会での委員の公募枠を確保し、一般町民の参加機会の拡充を図り、

町民参加の推進に努めるものとします。

(会議公開の原則)

第10条 町は、附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」といいます。）の会議を原則として公開するものとします。ただし、当該会議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係わるものであって、会議を公開することが適当でない認められるときは、この限りではありません。

**【趣 旨】**

町民参加と町民活動の推進にあたっては、行政運営の具体的な施策を明確にする必要があります。本条では、会議公開の原則についてですが、今後更に発展させることを期して位置づけを明確化します。

**【解 説】**

町は、附属機関等の会議が、どのように議論され、どのように決定していくのか、その過程を明らかにすることは、町民参加を推進する上で大きな意義があると考え、会議を原則公開とします。

公開の対象となる附属機関とは、町で設置する審議会や委員会等を指します。

また、会議を公開することが適当でない会議は、公共の利益に反し、あるいは個人の利益を不当に侵害することが明らかであると認める場合で、条文中で記載されている事務等が該当します。なお、具体的な例を下記に示します。

- (1) 二宮町公文書公開条例第5条に定める公開しないことができる公文書について審議する場合
- (2) 二宮町個人情報保護条例第21条に定める個人情報保護審査会
- (3) 二宮町介護保険条例第14条に定める介護認定審査会

(委員の公募)

第11条 町は、附属機関等の委員を任命しようとする場合は、町民からの公募により選任した委員を加えるよう努めるものとします。ただし、特に専門性が必要な機関、特定の個人や団体に関して審議等を行う機関及び行政処分に関する審議等を行う機関など、附属機関等の所掌、設置目的からして適当でない場合は、この限りではありません。

2 前項の公募の実施に関し、必要な事項は別に定めます。

**【趣 旨】**

町民参加と町民活動の推進にあたっては、行政運営の具体的な施策を明確にする必要があります。本条では、公募委員の登用についての位置づけを改めて明確化します。

## 【解 説】

### ①委員公募の推進

町は、町民の直接参加を得て、共に考え議論することは、町民参加を推進する上で大きな意義があると考え、委員の公募を位置づけます。なお、公募を常とする姿勢そのものが重要であり、公募委員の占める割合などは、その特性に配慮し、その都度、考慮するものとします。

ただし、次に掲げる審議会等は、審議・協議内容等審議会の性格を考慮し、公募委員は登用しないこととします。

#### ア. 法令で委員の資格要件が定められている審議会等

これは、すでに各審議会等の設置にあたる根拠法令で、委員資格が定められているので、町の判断で公募委員を加える余地がないため公募は行いません。

(例) 民生委員推薦会、介護認定審査会、青少年問題協議会 など

#### イ. 特定の個人及び団体並びに行政処分に係る審議会等

これは、専ら非公開情報（個人情報など）を扱う目的で設置された審議会等であるため、公募は行いません。

(例) 個人情報保護審査会、各種表彰審査会 など

#### ウ. 特に専門性が必要な審議会等

これは、主として学者、都市計画、農業者など各分野の専門的知識を有する者の意見を聞くための審議会であるため、公募は行いません。

(例) 文化財保護委員会 など

### (活動の支援)

第12条 町は、町民参加と町民活動を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとします。

- (1) 町民活動の総合的な推進拠点として機能する活動の場を提供すること。
- (2) 町民活動に関する町民の理解を深め、町民活動への積極的な参加と支援を促すため、必要な啓発及び学習機会の提供を行うこと。
- (3) 町民活動及び町民活動団体に関する情報の収集及び提供のために、必要な措置を講ずること。
- (4) 町民活動の推進のため、予算の範囲内で必要な財政的支援措置を講ずること。
- (5) その他町民活動の推進のための適切な施策を講ずること。

## 【趣 旨】

本条は、町民参加と町民活動の推進を図るために、活動推進拠点の整備、学習機会や情報の提供、さらには財政的支援など、様々な面から施策を実施することを定めています。

## 【解説】

### ①推進拠点の整備

町は、町民活動の推進拠点として機能する活動の場を整備します。具体的には、にのみや町民活動サポートセンターを駅周辺に開設し、様々な機能を備えるとともに、まちづくり推進員（非常勤嘱託員）を配置し、町民参加と町民活動を支援します。

### ②啓発と学習機会の提供

町は、町民が町民活動に関して理解を深め、町民参加への積極的な参加と支援を促すための啓発や学習機会の提供を行います。その際には、にのみや町民活動サポートセンターの積極的な活用を図るものとします。

### ③活動に関する情報収集と提供

町は、町民活動に関する情報の収集とともに、その提供のための措置を講じます。その際には、にのみや町民活動サポートセンターの積極的な活用を図り、神奈川県は勿論、近隣各市町との連携を持ち、IT（情報技術）を活用したなかで提供ができるようにします。

### ④財政的支援

町は、町民活動の推進を図るため、町民活動団体に対し、二宮町議会において承認された予算の範囲内で財政的支援を講じます。

### ⑤その他の適切な施策

町は、町民活動推進のために、上記以外の適切な支援施策を講じます。具体的には、町民活動サポートセンターを核としたなかで、団体相互のネットワーク構築や印刷機器の備品供与等が挙げられます。

※ 町の施策としての合理性と必要性を明確化し、特定の活動分野にとらわれることのないよう留意するとともに、特定の部課のみで推進するのではなく、町全体の中での総合的な推進策を実施するよう努めます。

なお、実施にあたり、財政的負担やプライオリティ（優先順位）などにも配慮することが必要です。

(行政サービスへの参入機会の提供)

第13条 町は、町民参加と町民活動を推進するため、公益性及び公開性を有し、かつ代表者を含み3名以上の役員を置く町民活動団体に対し、町が行う業務のうち当該町民活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することができる業務について、参入の機会を提供するよう努めるものとします。

2 前項の参入機会の提供を受けようとする町民活動団体は、あらかじめ町長が別に定める書類を添えて申請し、その登録を受けなければなりません。

3 前項の規定により登録を受けた町民活動団体は、同項の規定により提出した書類の内容に変更があったときは、遅滞なく町長にその旨を記載した書類を提出しなければなりません。

4 町長は、第2項の登録を受けた町民活動団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができます。

- (1) 町民活動団体に該当しなくなったと認めるとき
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき
- (3) 前項の規定による書類の提出をしなかったとき

5 町は前項に定めるもののほか、町民活動団体の参入機会の提供にあたり、必要な事項は別に定めます。

## 【趣 旨】

町民参加をより活発化させるためには、町民活動団体に行政サービスへの参入機会を提供することも必要なことです。町が行う業務のうち、町民活動団体の持つ専門性等の特性を活かすことで、より質の高いサービスが提供され、多様化する町民ニーズに応えることを定めています。

## 【解 説】

### ①参入機会の提供

○ この条項は、町が行う事業のうち、町民活動団体の専門性をはじめとする特性を活かすことで、多様化する住民ニーズに応え、効果的でより質の高い行政サービスが期待できる団体に対し、参入の機会を提供しようというものです。また、団体の活性化とともに財政的支援にもつながるものと考えます。

例えば、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「まちづくりの推進を図る活動」、「環境の保全を図る活動」、「地域安全活動」、「情報化社会の発展を図る活動」などがあります。町内には様々な分野で活発に活動している団体があり、その団体の専門性を活かした行政サービスへの参入が期待できます。

○ 参入できる町民活動団体の要件として、「代表者を含み3名以上の役員を置く」とは、団体の代表者としての会長と副会長と会計など団体の業務の執行、管理する役員を最低3名以上必要としたもので、これは団体活動に際し、多数決で決定できる合議体としての最低数から定めることとします。

- 町民活動団体が行政サービスへの参入にあたっては、基本的には法人格の資格を有することが望ましいと考えられますが、法人格を取得しない団体に対しても参入機会の提供をすることもできるものとします。

参考までに、その根拠は次のとおりとします。

「団体としての組織を備え、そこには多数決の原則が行われ、構成員の変更にも係わらず団体そのものが存続し、そしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確立している」(最判昭和 39. 10. 15) という要件を備えていれば、いわゆる権利能力なき社団として、参入機会を提供します。

この場合には、権利能力なき社団の代表者は、社団のためにすることを示して法律行為をなし、その効果は直接社団に帰属します。

次に、団体（グループ含む）が上記の権利能力なき社団としての要件を具備するに至っていない場合には、団体の肩書付きで代表者個人又は複数人が契約の相手方となると考えます。

#### ②登録申請

町長は、行政サービスへの参入機会を得ようとする町民活動団体に対し、その適格性を判断するため、予め申請書を提出させ、審査し、登録するものとします。

#### ③登録申請内容の変更

登録された町民活動団体は、その登録の申請内容に変更が生じたときは、遅滞なく、その内容を記載した書類を町長に提出しなければなりません。

#### ④登録の取り消し

登録を受けた町民活動団体が、①町民活動団体に該当しなくなったと認めるとき②偽りその他不正の手段により登録を受けたとき③変更に係わる書類の提出をしなかったとき、のいずれかに該当することが確認された場合は、町長はその理由を明らかにし登録を取り消すことができます。

#### ⑤具体的な取り扱い

町民活動団体の参入機会の提供にあたり、必要な事項は、別に定めることを規定します。

(町民活動推進委員会の設置)

第14条 町は、町民参加と町民活動の推進に関して、次に掲げる事項を調査審議するため、二宮町町民活動推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

(1) 町民参加と町民活動の推進及び進捗に関する事、並びに町民との協働のまちづくりのあり方について、町長等の執行機関の諮問に応じ、審議し答申すること。

(2) 前号に掲げる事項について、調査審議し、町長等の執行機関に意見を述べること。

2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定めます。

**【趣 旨】**

町は、町民参加と町民活動の推進に関して、地方自治法第138条の4第3項に基づき、行政の附属機関として、条例により町民活動推進委員会を設置します。

**【解 説】**

①町民活動推進委員会の機能

この委員会は、公募町民、町民活動団体関係者、事業者、学識経験者などの方々に、町民参加と町民活動の推進に関して調査・審議していただき、町民意見の反映や専門的知識の導入をすることにより、さらに活発化させるための組織です。

委員会で主に議論することは、「町民参加と町民活動の推進及び進捗に関する事や町民との協働のまちづくりのあり方」に関する事項です。

また、町長等の執行機関からの諮問による答申を行うだけでなく、委員会自らが、町民活動団体から意見や企画を吸い上げ、意見を述べるという自主性も持たせています。

②具体的な取り扱い

実際の公募に関して必要な事項は、別に定めることを規定します。

(協働まちづくり基金の設置)

第15条 町は、町民との協働のまちづくりを推進し、自主的かつ積極的な町民活動を推進するための資金に充てるため、二宮町協働まちづくり基金を設置し、必要な事項は別に定めます。

**【趣 旨】**

町は、町民との協働のまちづくりを推進し、自主的かつ積極的な町民活動を推進するために、本条第12条第4項の財政的な支援を裏付けるための資金として、二宮町協働のまちづくり基金を設置します。なお、運営に関し必要な事項は、別に定めます。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めます。

**【趣 旨】**

本条は、この条例の施行に関して必要な事項については、町長が定めることを規定したものです。